

特定非営利活動法人福島就労支援センター
会員規約

第1項 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福島就労支援センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島市宮代字宝田前2-4に置く。

第2項 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、求職活動者に対して、パソコン技術指導等に関する事業を行い、地域における職業訓練の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1. 地域住民への基礎的なパソコン操作の指導
 - 2. 活動により生じた収益の一部を発展途上国の学校へ教育支援金として寄付の実施
 - 3. 小中高校でのパソコンの基本操作の指導
 - 4. 大学・専門学校でのキャリア教育としてのパソコン技術指導の実施
 - 5. 求職活動者に対して職業訓練としての技術指導及び知識指導の実施
 - 6. 受託事業の実施
 - 7. 前各号に附帯する一切の業務及び情報提供事業

第3項 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権

を有するもの

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 法人は、入会金及び会費を定めることができる。その額は、総会において定める。

2 入会金及び会費を定めた場合、会員は指定期日までにそれを納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4項 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	原 浩平
副理事長	原 真理子
理事	安武 政信
同	徳永 翼
同	小野 康平
監事	飯田 崇守

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	0円
	準会員	0円
(2) 年会費	正会員	2,000円
	準会員	0円